

Title	〔商法八四〕受取人あてに郵送中の手形が紛失した場合の振出人の責任(東京地裁昭和四〇年八月二五日手形判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会( Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.7 (1969. 7) ,p.100- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690715-0100">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690715-0100</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 判例研究

## 〔商法 八四〕 受取人あてに郵送中の手形が紛失した場合の振出人の責任

（東京地裁昭和四〇年八月二十五日手形判決  
昭和四〇年手ワ一四五号約束手形金請求事件  
下級民集一六卷八号一三三〇頁）

## 【判示事項】

- 一 振出人から受取人宛に郵送中行くえ不明となつた約束手形の善意取得者に対する振出人の責任の有無（積極）
- 二 公示催告期間中に申立人が手形の所在を知つた場合になされた除権判決の効力の有無（積極）

【参照条文】 民事訴訟法第七四條・第七七八條・第七八五條、

手形法第一六條・第七八條

【事実】 被告Y会社は金額五〇万円、満期昭和三九年一月二〇日、支払場所佐賀銀行久留米支店の約束手形一通を作成し、振出人として記名捺印の上、これを受取人訴外A会社にあて書留速達便で発送したところ、郵送途中でその手形が亡失し、受取人に到達しなかつた。そこで、Yは久留米簡易裁判所に公示催告を申立てた。ところが、公示催告期間中であつた手形の満期に原告Xがこの手形を支払場所に呈示してきたが、その手形を見ると、振出日白地のまま

受取人AからY'に裏書譲渡され、更にY'からXに裏書譲渡したことになつていたが、Yはその支払を拒絶した。そのため、Xは振出人であるYおよび第二裏書人たるY'に対して手形金額と満期以後の利息の支払を求めてきた。

Yは本件手形は郵送中に亡失したもので振出は完成しておらず、また、亡失後公示催告を申立て除権判決がなされているから、手形が有効なことを前提とするXの請求は失当であると抗弁した。なお、Y'は口頭弁論期日に出頭せず準備書面も提出していない。これに対して、XはYがこの手形を有効に振出したものであると主張し、また、振出人であるYには公示催告の申立権がないし、更に、Yは満期後本件手形の所持人がXであることを確認したのであるから、公示催告手続を維持することは許されず、このような場合には除権判決は当然に無効であると主張した。

【判旨】 請求棄却。まず、振出人Yの責任については、Yがその

手形に振出人として記名捺印した上で受取人あてて郵送した以上、たとえ受取人に到達しなかつたとしても、その後手形を善意取得した者に対して、振出人としての責任を免れえないとする。そのは扱は、発送した手形が相手方に到達しない限り手形振出行為としては未完成であるが、既に手形を作成し、これを交付の意思をもって郵便に付した以上、一種の危険をおかしたもので、その後の手形取得者をして手形の有効性を信頼せしめる基礎を作り出した責任があるから、これを作成者に負担させるのが妥当であると判示する。

また、振出人Yに公示催告の申立権があるか否かという点については、これを肯定して次のように判示する。すなわち、振出人は自ら手形権利者として手形上の権利を行使することはないし、本来、手形の交付前に盗難ないし遺失により占有を失つた場合には有効な振出行為はないわけであるから、この場合には除権判決の有無にかかわらず手形上の債務を負わないとすれば、あえて除権判決を求める利益はないとも考えられる。けれども前述したように、右の場合でも善意取得者に対しては必ずしも手形債務を免れえないから、このような結果を避けるため除権判決をうる利益がないわけではないとする。

次に、公示催告期間中に申立人たるYが手形の所在を知つた場合になされた除権判決の効力については、申立権者の申立によつて公示催告手続が開始され、裁判所が審理の結果所要の要件を備えるものと認めて除権判決の言渡をなした以上、これを当然無効とする法律上の根拠はないと判示した。そして反対に、Xが本件手形につい

て公示催告のなされていることを知つて権利の届出をしたにもかかわらず、裁判所がこれを無視して除権判決を言渡した場合にも、これを取消すには民事訴訟法七七四条二項、七七五条に規定する不服の訴によらなければならないわけで、これと対比してみても、本件の場合に除権判決を当然無効とするいわれはないと併せて説明している。

なお、これに付随して、第二裏書人Yの責任については、XがYに対して償還義務の履行を求めるためには、手形を呈示期間内に適法に呈示していることが前提であるが、Xは呈示期間内に振出日白地の本件手形について、白地を補充した完成手形として呈示した事実はないから、Xの請求は失当であると判示した。

【評釈】 本件判旨のとりあげた問題点は大きく分けて、第一に、約束手形に振出署名をして受取人あてに郵送中亡失した場合、振出人はその手形の善意取得者に対して責任を負うか、第二に、約束手形の振出人は公示催告の申立をなしうるか、第三に、公示催告期間中に申立人が手形の所在を知つた場合、それにもかかわらずなされた除権判決の効力はどうかの三つに区分される。そこで第一点から検討してみると、判旨は手形振出人が手形を作成してこれに署名し郵送に付した以上、その者は一種の危険をおかしたものとして、所持人に対して手形上の責任を負わなければならない場合がでてくるとする。この点に関する判旨の表現は簡略にすぎて意をつくさない憾みはあるが、これまでの多くの判例を同様に（たとえば大判昭和一〇・二一〇五頁など、なお、電田節「交付契約欠陥」、証券の作成とその任意交付の抗弁」手形小切手法判例百選六八頁参照）

あることを原則としながら、その交付が欠けた場合にも、外観理論その他の助力をえて、一定の場合については振出人の責任を認めようとする立場をとるものと思われる。ただここでは、手形を郵送に付したところ受取人に到達しないで善意取得者が現われたわけであるが、こうした関係を振出人のいわゆる任意交付にどこまで近づけて理解できるかが問題となる(札幌高裁函館支判昭和三四・六・二高等民集一三二とを依頼して白地手形を郵送したところ、相手方の)。この点は創造説ないし一派の発行説の立場をとつて、手形が作成されたときまたは署名者が自己の意思に基いて手形を手放したときに振出が完成すると解すれば別であるが、交付契約に基いて手形が受取人に交付されたときに振出が完成するという立場をとる限り、なおその説明を補足する必要がある。

前述したように、本件判旨は任意交付がなければ手形振出行為としては未完成であるという前提をとつているが、その基本的な立場として、最近の判例がとつていると評される発行説の立場をとるか、または、旧時の判例が明確にとつていた交付契約説の立場をとるのかは明らかでない。その点では、手形を単に他人に預けたにすぎないにもかかわらず流通におかれた場合(東京高判昭和二八・六・二二)(下級民集四卷六号九〇五頁)とか、あるいは、玄関先のテーブルの上に署名のなされた手形用紙を放置したところ、これが盗まれて流通におかれた場合(三三・二・二七金融法務二)などにおいて、それぞれ手形行為者の責任を否定した判例の基本的立場が必ずしも明らかでないと同様である。けれども、これらの判例と本件の場合の事実とを比較してみると、手形署

名者が最初から流通におくつもりでなかつた場合かどうかという点でなお区別できるのであつて、前者の場合をいかに処理するかということを離れて、後者すなわち本件の場合には、これをいわゆる証券の任意交付があつた場合に近づけて理解して差支えないと考える。そうだとすれば、本件手形の署名者はその取得者に対して、振出人としての責任を負うべきであるという判旨を承認しうるであろう。もつとも、このように理解するならば、実質的には創造説ないしは一派の発行説の立場と同様ではないかという批判も考えられるが、こうした異常の場合の説明のために外観理論などの助力をえたとしても、直ちに手形の振出にはその作成と任意交付を要するという立場自体を捨てたことにはならないと思う。

次に、約束手形の振出人に公示催告の申立権があるかという点も、現在では学説の多数は判旨と同様にこれを認めている(大と小(健一郎、河本一郎、増補手形法、小切手法、四五九頁)、(ば大隅Tanaka-Suzuki, Wechselseetze, § 50 Anm. 4 など)、判例のうちにもこれを肯定するものが見受けられる(東京高判昭和三九・四・二三手形研究八四号五〇三・一四三・三、一五九頁)。そして、その論拠もほぼ本件判旨のあげたところと同一であるが、更に民事訴訟法七八条に定める公示催告申立権者の範囲との関係、公示催告および除権判決制度の趣旨などについても検討の余地はあろう。また、振出人が手形たることを認識して署名した以上、手形は成立し、交付はかかる手形上の権利移転行為と解すべきであるという立場からする理論構成(鈴木竹雄「手形法小切三三・二六頁、前掲大阪地決昭和三四・三・一五頁)も、この点の説明には役立つかも知れない。これらの点についての私見は他の判例(東京地判昭和

四下級民衆一三卷)の評釈(本誌三九卷)において既に明らかにしたから、  
九号一八三七頁)の評釈(四号七八頁)において既に明らかにしたから、

ここでは議論を省略したい。ただ、手形自体が流通性をもちうるものであるにもかかわらず、振出人にその責任を負わせるのが不当であるという事情が認められる場合には、振出人も公示催告の申立をなしうるものと解すべきであつて(反対に受取人に対して人的抗弁を有するにすぎない場合などには、振出人の申立は認められないであらう)、判旨の結論を支持しうることをだけを明らかにしておこう。

現在では、公示催告を申立ててから除権判決をうるまで七、八ヵ月を要するのが一般であるから、振出人Yの申立によつて公示催告手続が開始されたのは昭和三十九年の八月か九月頃のものであるが(民訴七)、同年一月二〇日には本件手形がXによつて支払のため支払所で呈示されており、Yがその手形の所在を知つたことも確認されている。そこで、XはYが申立の対象となつた手形の所在を知つたにもかかわらず、そのまま放置して裁判所に除権判決をなさしめたという点を問題とする。けれども本件判旨もいふように、手形の所在が判明した場合には、公示催告の申立人は直接手形の占有者に対して返還を請求すべきであり、裁判所に対して除権判決を求めることは許されないが、そのことから直ちに既になされた除権判決の効力を問題にすることも飛躍があるように思う(高島、前掲本誌、八二一―八三三頁)。確かに、公示催告手続の開始後に対象たる権利の所在を知つた者があれば、これを裁判所に届出ることが適当であり、それによつて少なくともその後の無駄をはぶくことができよう。それにもかかわらず、権利の所在を知りながら除権判決まで手続を進めた者があつたり、

あるいは、公示催告がなされているのを知りながら、権利の届出をしなかつた者がいた場合には、果してそれらの者を同様に保護すべきかは一般論としては問題とならう。その意味において、株券の除権判決をめぐる、権利の届出をしなかつた善意取得者を保護するのはあたらないとして、除権判決があると善意取得者もその地位を失うという議論も展開されている(有斐閣「注釈会社法」(3)株式四四)。

このような見解のもつ基本的な考え方は、現在の公示催告制度の趣旨からいって承認することは難しいように思うが、これを本件にあてはめてみると、たまたま公示催告のなされていることを知つた手形取得者たるXが権利の届出をなせば、公示催告手続は中止されたにもかかわらず、その届出をしなかつたという意味で、Xの地位をどのように理解するかが問題となる。これに対して、公示催告を申立てた振出人Yは、そのまま除権判決に至るまで放置して、有効な支払呈示がなされる以前にその手形すなわち振出日白地の手形を無効とすることによつて、自己の責任を免れうることになるかも知れないという地位にある(最高判昭和四三・四・一三)のみならず、Yが公示催告の申立を取下げた場合には、結局Xの無権利を立証しなければならぬこととなるし、仮りにそれに成功するとしても、Xから手形を取戻す以前に流通に出るといふ危険もある。その意味では、紛失した白地手形について除権判決をうるものがむしろYには有利であり、そうした場合に、Yに公示催告の取下げを期待することは無理な要求であらう。要するに、公示催告中に対象となる権利の所在が一応明らかになつた場合においても、公示催告を取下げな

かつたりまたは権利の届出をしなかつたからといつて、そこでなされた除権判決が当然無効となるものでないという点は判旨の指摘するところである。

なお、第二裏書人Y'に対するXの請求について、判旨は振出日の補充がないまま呈示期間を経過したから、Xは遡求権を失つたものとしてゐる。最近においては、確定日払手形の振出日を記載しないものがかなり存在するようであるが、これは振出日から満期までの期間が長期にわたる場合、関係者がこのことを明らかにしたくないという理由に基くものといわれている。そして下級審の判例のうちには、確定日払手形の振出日の記載に実質的な意味をもたないから、これは手形要件でないとするものもある(横浜地判昭和三六・三・一六頁、京都地判昭和四〇・五・一一)。また、英、米手形法は振出の日付を下級民衆一六巻五号八四一頁など)。

## 〔労働法 六〇〕 平和義務違反の争議行為と懲戒解雇

手形要件としないので、満期を定める必要があれば所持人に日付を記載することを許している点も問題とされる(道田信一郎「統一手形法と英米三巻三」)。けれども、確定日払手形についても振出日の記載を手形要件とすることは、わが国においては統一条約に基いて手形法を制定する以前から確立していたことで(明治三三年法四四五条、なお明治三三年法七二六条においても同様)、記載の意味が乏しいというだけではこれを否定することは困難である。その意味では、やはりこれを手形要件と解せざるをえないわけであつて(最高判昭和四一・一〇・一三民集二〇巻八号一六三二頁、大阪高判昭和四一・九・二二〇判時三七八号三頁など、多数の学説もまたこれを支持する)の点に関する判旨も正当というほかはない。

本判决については小橋一郎教授(商事法務研究四)と松岡誠之助教授(ジュリスト四一〇)の評釈がある。

(高鳥 正夫)

### 【事実】

控訴人弘南バス株式会社(以下単に会社という)は一般乗合旅客自動車運送事業を営むことを目的とし、被控訴人小野は昭和三〇年三月会社に雇傭され、以来会社弘前営業所車掌の地位にあり、会社従業員およびその他関係者をもつて組織される日本私鉄労働組合連

弘南バス事件  
最高裁第三小法廷昭和三九(七)七七二号  
昭和四三・二・四判決  
一審秋田地裁昭和三七・四・二三判決  
原審仙台高裁秋田支部昭和三九・四・一四判決

合会弘南バス労働組合の組合員で、昭和三四年七月以降組合車掌支部の支部長の職にあり、また被控訴人阿保は昭和三〇年九月会社に雇傭され、以来右営業所車掌の地位にあつて右組合の組合員として同支部の副支部長の職にあつた。

一、組合は、昭和三五年一月賃上げおよび協約改訂(昭和三五年六